

2023年6月16日

各位

株式会社福井銀行
株式会社福邦銀行

「Fプロジェクト サステナブル投融資方針」の策定 ならびにサステナビリティに関する目標設定について

株式会社福井銀行（頭取 長谷川 英一）と株式会社福邦銀行（頭取 渡邊 健雄）は、2021年9月に制定した「Fプロジェクト サステナビリティ基本方針」に基づき、持続可能な地域社会の実現に向け、気候変動等の環境問題など地域社会を取り巻く様々な課題解決に取り組んでいます。

このサステナビリティへの取組みをグループ全体でさらに強化することを目的に、環境や社会に大きな影響を与える可能性のある特定セクターへの投融資について対応方針を定めるとともに、サステナビリティに関する目標を設定しましたのでお知らせします。

記

1. Fプロジェクト サステナブル投融資方針（詳細は別紙のとおり）

（1）積極的に取り組む分野

- ①地域産業の振興と持続的な発展に寄与する事業
- ②省エネルギー・再生可能エネルギー事業及び脱炭素社会の実現に寄与する事業
- ③高齢化・少子化等の課題解決に寄与する事業

（2）取組みを回避する分野

- ①石炭火力発電所の新規建設事業に対する投融資は原則行いません。
- ②大規模な森林伐採や焼却を行う事業に対する投融資は、認証取得状況等を確認した上で、慎重に対応いたします。
- ③非人道兵器等の製造に関与する事業に対する投融資は行いません。
- ④人権侵害や児童労働・強制労働への関与が認められる事業への投融資は行いません。

2. サステナビリティに関する目標の設定

（1）サステナブルファイナンス

地域金融機関として投融資等のファイナンスを通して環境・社会の課題解決に貢献し、地域全体のサステナビリティの取組みを促進するため、サステナブルファイナンス^{※1}の実行額目標を設定し、積極的に取り組んでまいります。

指標及び目標	対象期間
サステナブルファイナンス実行額累計 1兆円	2022年度～2031年度 ^{※2}

※1 サステナブルファイナンスの定義

「Fプロジェクト サステナブル投融資方針」の「積極的に取り組む分野」に該当する投融資

※2 長期ビジョンである「FプロジェクトVision2032」の対象期間10年間

(2) CO₂ 排出量

脱炭素社会の実現に寄与するため、CO₂ 排出量 (Scope1、2) の削減目標を設定します。

指標	目標
CO ₂ 排出量 (Scope1、2)	2030 年度までに 2013 年度比 70%以上削減
	2050 年度までにネット・ゼロ

3. 該当するSDGsの目標



【Fプロジェクト サステナビリティ方針】
Fプロジェクトは、持続可能な地域社会の実現に向け、気候変動等の環境問題など地域を取り巻くさまざまな課題解決に誠実かつ公正に取り組み、社会価値・経済価値・企業価値の向上を目指してまいります。
※Fプロジェクト:福井銀行グループと福邦銀行グループの総称

以 上

Fプロジェクト サステナブル投融資方針

Fプロジェクトは、地域社会を取り巻くさまざまな課題解決に誠実かつ公正に取り組み、持続可能な地域社会を実現していくため、本方針に基づき環境・社会の課題解決に資する事業等に積極的な支援を行っていくとともに、環境・社会に負の影響を与える可能性のある事業等に対して適切な対応を行ってまいります。

1. 積極的に取り組む分野

- (1) 地域産業の振興と持続的な発展に寄与する事業
- (2) 省エネルギー・再生可能エネルギー事業及び脱炭素社会の実現に寄与する事業
- (3) 高齢化・少子化等の課題解決に寄与する事業

2. 取組みを回避する分野

- (1) 石炭火力発電事業

石炭火力発電所の新規建設事業に対する投融資は原則行いません。ただし、例外的に取組みを検討する場合は、各国のエネルギー政策や国際的ガイドライン等に基づき、環境への影響や発電効率性能など、個別案件ごとの特性を勘案した上で、慎重に対応いたします。

- (2) 大規模森林伐採事業

大規模な森林伐採や焼却を行う事業に対する投融資については、国際的に認められているFSC^{※1}、PEFC^{※2}等の認証取得状況をはじめとする適法性及び地域社会や環境への影響を考慮した上で、慎重に対応いたします。

※1 FSC (Forest Stewardship Council : 森林管理協議会) 認証 : 環境、社会、経済の便益に適い、適正に管理された森林からの生産物であることを示す国際認証

※2 PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes : 森林認証制度相互承認プログラム) 認証 : 持続可能な森林管理が行われている森林からの生産物であることを示す国際認証

- (3) 非人道兵器製造関連事業

核兵器・生物化学兵器等の大量破壊兵器や対人地雷・クラスター弾等の非人道的な兵器の開発・製造に関与する事業に対する投融資は行いません。

- (4) 人権侵害・強制労働等に関与する事業

人身売買等の人権侵害や児童労働・強制労働への直接的または間接的な関与が認められる事業への投融資は行いません。

以上